

輸送向け圧縮天然ガス用 A 契約 (豊岡地区)

〈選択約款〉

2025年3月3日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	3
7. 契約の変更または解約	4
8. 精 算 額	4
9. 名義の変更	4
10. 本支管工事費の精算	5
11. 緊急調整時の措置	5
12. そ の 他	5
付 則	5
(別 表)	
1. 料金の算定方法	6
2. 料 金 表	6

1. 目 的

この選択約款は、輸送用燃料として圧縮天然ガスを利用するお客さまの負荷調整を推進しつつ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「輸送用機器向け昇圧供給装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器のお客さまが、燃料として当該輸送機器に天然ガスを充填するための昇圧装置をいいます。
- (2) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器のお客さまあるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充填するための処理設備を有する定置式製造設備」

をいいます。

- (3) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量（前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量）をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの期間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算定式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約年間使用量}}{\text{最大需要期の契約月別使用量の合計} \times 3} \times 100$$

- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (8) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定することをいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 輸送用機器向け昇圧供給装置または急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需要逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、または契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、同一需要の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

① 契約年間使用量

② 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しよう并希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものいたします。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

(1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

(2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（豊岡地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

(3) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）22の（3）及び（4）に定めるところによります。

(4) お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなかった場合及び8の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものいたします。

8. 精 算 額

お客様が以下に該当する場合には、そこに定める精算額を口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算定式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額(1円未満端数切り捨て)

$$= \text{精算額} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

年間負荷率未達精算額

お客様の実績年間負荷率〔実績年間使用量 / (最大需要期の実績月別使用量の合計 × 3) × 100をいいます。〕が、75パーセント(小数点以下切り捨て)未満の場合には、以下の算定式によって算定する金額を年間負荷率未達精算額としてお支払いいただきます。ただし、当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\frac{\text{当該契約年度における実績月間使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した一般ガス小売供給約款(豊岡地区)に定める料金相当額の合計額}}{\text{当該契約年度における実績月間使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した輸送向け圧縮天然ガス用A契約料金相当額の合計額}} \right) \times 1.03$$

9. 名義の変更

お客様または当社が契約期間中にその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後、この選択約款に基づく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において契約を解約するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を、次の算定式によって算出した日割計算後基本料金といたします。

また、8の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(算定式)

日割計算後基本料金

$$= \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は別表の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

12. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年3月3日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が2025年3月3日から2025年3月31日に属する料金算定期間の料金は、2025年3月2日まで適用の輸送向け圧縮天然ガス用A契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か 月 に つ き	2,508.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.58円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。